

## 「福山河川国道事務所」の河川事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書（案）

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長を「甲」〇〇〇〇を「乙」として覚書を締結する。

第1条 甲は、乙に対して建設発生土の搬入（住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）を行うものとする。ただし、他の公共事業で必要となった場合、他の公共事業への搬入を優先するものとする。

第2条 甲は、覚書締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできない。

第3条 乙は、建設発生土の土質的条件及び建設発生土に関するその他条件を指定しないものとする。尚、搬入前に甲乙立ち会いのもと、搬入土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。

第4条 乙は、甲以外からの建設発生土を受け入れる場合、あらかじめ甲に協議するものとする。尚、乙は甲以外から建設発生土を受け入れる場合は、産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受け入れてはならない。

第5条 建設発生土の搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、甲乙協議のうえ乙が整備するものとする。またその際、土地の買収・借地が必要な場合は、乙の負担により必要な用地を確保するものとする。

第6条 乙は、甲による建設発生土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内に苦情・問い合わせ等があった場合は甲乙協力のうえ速やかに対応する。

第7条 建設発生土の搬入期間内における苦情等について、乙の周知不足が原因であると認められる場合、甲は建設発生土の搬入を中止する事が出来るものとする。

第8条 乙は、建設発生土の搬入までに支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根、除草を行うものとし、それらの処分は指定の処理施設において行うものとする。

第9条 建設発生土の搬入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面保護・土砂流出防止措置及びその他の対策が必要となった場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。

第10条 建設発生土の搬入は、甲が行うものとする。ただし、甲乙協議により、乙が運搬を行うことが妥当と判断される場合は、乙の負担において実施することが出来るものとする。

第11条 甲は、埋土の敷均し・締固めは行わない。敷均し・締固めが必要な場合、乙の負担により実施するものとする。

第12条 甲は、建設発生土の搬入にあたり、事前に搬入計画書を乙に通知するものとする。

第13条 乙が建設発生土の敷均し及び締固めを行う場合は、甲が別途通知する搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。尚、搬入計画に支障を及ぼすと認められた場合は、搬入予定量に達していなくとも搬入を中止する場合がある。

第14条 乙は、建設発生土の搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

第15条 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第16条 乙は、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合には、建設発生土の搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第17条 工事車両等の搬入口及び出口については、甲乙協議の上必要に応じて交通整理員を配置し、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。

第18条 甲は、建設発生土の搬入が完了した場合は、すみやかに完了通知書を乙に提出するものとする。

第19条 乙は、甲より完了通知書を受領後、すみやかに別紙確認書を甲に提出するものとする。

（雑則）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（附則）

この覚書は、令和4年 月 日から実施する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和4年 月 日

（甲） 国土交通省中国地方整備局  
福山河川国道事務所